

## 苫小牧市民自治推進会議（平成25年度第2回）会議録

開催日時 平成26年2月12日（水）午後6時30分～午後8時15分  
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室  
出席委員 高野会長、佐藤副会長、青山委員、川上委員、川島委員、竹谷委員、  
谷岡委員、福井委員、水口委員、家守委員  
欠席委員 なし  
事務局 総合政策部長（佐々木）、政策推進室長（木村）市民自治推進課長（松岡）、  
市民自治推進課副主幹（須摩）、市民自治推進課主査（中村）、市民自治推進  
課（今村）、市民自治推進課（中島）  
報道機関 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。1名の青山委員さんがまだ来られていませんけれども、ああ、来ました。これで全員そろっておりますので、会議を開催させていただきます。高野会長、よろしくお願いいたします。

### 2 会議

#### (1) 今後の審議について

●高野会長 皆さん、こんばんは。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今、市長の方から諮問がありましたとおり、今年度25年度の諮問と。諮問事項としまして、今、住民投票の行政素案を市長の方から受け取りました。

資料の方は、多分、もう皆さんに配られているという状況かと思っておりますけれども、この行政素案について、市民自治推進会議の方である程度判断して、市長に再び返すという手続をこれから執らなければならないという状況になっています。

まずは、ちょっとどういう話なのかというのが、多分、なかなかこの資料1つ見るだけでも難しいと思いますので、事務局の方から、まあ、この行政素案についての説明をいただきまして、その中身について、皆さんとちょっと深く考えていきたいと思っております。

まず、この条例の素案の中身について、まず事務局の方から説明の方をお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 素案の内容の前にですね、今後の審議ということで、審議の方のスケジュールの方から御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

●高野会長 はい。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、今後の審議につきまして御説明いたします。本日、住民投票制度行政素案につきまして、市長から市民自治推進会議に諮問がありました。市民自治推進会議では、この住民投票制度行政素案の内容が妥当であるかどうか

かについて、御審議いただくこととなります。

本日の会議におきましては、住民投票制度行政素案について事務局から全般的に説明させていただきたいと思っております。そのため、具体的な内容の審議につきましては、次回以降を予定しているところでございます。

机の上にお配りをしております資料の「苫小牧市民自治推進会議における審議予定について（住民投票制度行政素案関連）（案）」と書かれている資料を御覧ください。この事務局としてお示しをいたしました審議予定につきましては、次回からの審議予定となります。前半の3回程度で個別の論点のうち主要な論点を中心に検討を行いまして、後半の2回程度で議論を集約し、最終的に市長に答申する方向で進めたいと考えております。

次回の第1回目では、住民投票制度の意義や常設型住民投票条例制定のメリット、間接民主制との関係や諮問型住民投票条例としなければならない理由、投票結果の尊重について御議論いただきたいと思いますと考えております。第2回目では、住民投票に付することができる市政の重要な課題について御議論いただき、第3回目では、投票資格、必要署名数、住民投票の請求権者その他の論点について御審議いただきたいと思いますと考えております。会議の開催予定につきましては、2月24日の週、3月10日の週、3月24日の週で、それぞれ開催を予定しておりますが、本日の会議の最後に、開催日程の確認をさせていただきたいと考えております。

第4回目、第5回目につきましては、答申への最終方針への整理をさせていただき会議にしたいと考えております。これにつきましては、新年度の4月以降の検討と考えております。

なお、今回、お示した審議予定につきましては、目安としてお示したものでございますので、審議検討の状況に応じて対応したいと考えております。また、主要論点として提示していない項目についても、当然に審議が可能でございますので、必要に応じて御議論いただきたいと思いますと考えております。

次第(1)の「今後の審議について」の事務局からの説明は、以上です。

●高野会長 はい、ありがとうございます。今のその、今後の流れについての部分で、今、事務局の方から御説明いただきましたが、この流れについて委員の方から何か御質問あれば挙手いただければと思いますが。

今のところ、(1)の今後の審議についてということでお話いただいた中で意見がないということであれば、次の(2)のところに進めさせていただきたいと思っております。

はい、お願いします。

## (2) 住民投票制度行政素案について

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、住民投票制度行政素案について御説明いたします。今日のピンク色の備付資料として綴っている資料がございますが、その目次の2枚目を御覧ください。今回から、市民自治推進会議では住民投票制度行政素案について具体的に審議いただくこととなりますが、(12)から(17)までの資料につきまして、本日、追加をしているところでございます。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 資料の方は大丈夫でしょうか。

本日追加させていただいた資料は、(12)から(17)でございますが、(12)、(13)の資料につきましては、平成25年3月に、市民自治推進会議とは別の機関であります苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会からいただいた提言書とそのポイントについての資料となります。

(14)が本日、市長から市民自治推進会議に諮問された住民投票制度行政素案となります。これは、平成25年9月に苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課が公表したものと同一のものでございます。(15)から(17)までが、その行政素案を公表した際に、併せて公表した概要版、イメージ図、スケジュールの予定でございます。

住民投票制度行政素案の内容につきましては、備付資料(15)の「住民投票制度行政素案(概要)」と書かれている資料の概要版によりまして説明をさせていただきますので、こちらの方を御覧いただきたいと思います。「住民投票制度行政素案(概要)」と書かれている(15)と書かれています「住民投票制度行政素案(概要)」のパワーポイントで作った資料ですけれども、場所が分からない委員の方はいらっしゃいますか。よろしいですね。

それでは内容につきまして説明したいと思います。まず、その資料の3ページを御覧ください。ここでは、「住民投票制度について」ということで、住民投票制度の意義、市民参加制度との関係、間接民主制（議会制民主主義）との関係を総論として説明しています。

住民投票制度の創設が求められる背景といたしましては、公共サービスに求めるイメージや考え方が社会の成熟により大きく変化し、多様化、高度化していることが挙げられます。このような時代背景の中で「市民自治によるまちづくり」が求められる理由としては、現行の地方自治制度における手法だけでは、このようなニーズや価値観に対応することが難しくなってきたことがあります。そのため、市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される「市政の重要な課題」については、市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが必要となります。

住民投票制度を創設することにより、市民は自らの意思を示す手段として、また、市長や議会は市民の意思を確認する手段として、住民投票をすることが可能となります。

次に、住民投票制度と市民参加制度との関係ですが、市が市民の多様な意見を踏まえた上で判断をしていくことは、「民主主義における必要かつ重要な過程」であり、「市が最終的な判断を行うための前提」となります。そのため、市は、市民参加型の手法を含む多様な方法により市民への理解を求めるとともに、まちかどミーティングのような場面では市民への説明を行い、パブリックコメントを募集する場面では市民から提出された意見について市の考え方を示すなど、様々な取組を行っています。また、事案に応じて、政策の立案の過程においても、市民との協働により事業を実施することがあります。

そのため、住民投票制度を創設することは、「いかなる案件についても直ちに住民投票を実施する。」という趣旨ではないということになります。住民投票は、「議論を重ねた結果、どうしても合意に至らない場合」において、具体的に活用されるということを想定しています。つまり、住民投票の実施に至る前段階においては、市民参加型の手法や十分な情報提供による活発な議論が行われ、それでも合意に至らないような場合に実施されることが求められます。

それから、住民投票制度と間接民主制（議会制民主主義）との関係ですが、住民投票制度は「市民の意思を議会や市長の意思決定に反映させるための手段」の一つになるものです。しかし、現在の間接民主制（議会制民主主義）による地方自治制度においては、議会と市長との二元代表制により最終的な意思決定を行うこととなります。そのため、市の最終的な意思決定は、投票結果に対する尊重義務を果たした上で、議会と市長とがそれぞれの権限に基づき行うこととなります。

住民投票制度は、議会や市長の固有の権限を侵すような間接民主制を否定するものではなく、間接民主制を補完する制度として、現行制度上、位置付けられることとなります。

なお、附属資料の(16)の「住民投票制度の位置付け（イメージ図）」と書いている資料がありますが、住民投票制度の位置付けにつきましてイメージとして作成しておりますので、併せて御参照いただければと思います。

ここで一度、説明を区切りたいと思いますが、御質問等はございますでしょうか。

●高野会長 なければ、はい、次のところの説明をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、概要の4ページを御覧ください。ここでは、参考として住民投票制度の類型について説明いたします。

苫小牧市自治基本条例第6条では、「別に条例で定めるところ」により住民投票を行うことができることとしており、具体的な制度の詳細については、住民投票条例にその設計が委ねられています。また、住民投票の結果については、議会、市長等に尊重義務が課されています。

住民投票条例には、住民投票に付する具体的な事案に応じ、その都度条例を制定して住民投票を実施する「個別型住民投票条例」と、あらかじめ住民投票についての手続全般を条例により制度化しておく「常設型住民投票条例」との2つのタイプがあります。

また、別の観点からの分類といたしまして、住民投票の結果が法的拘束力を持つのかどうかということで、住民投票の結果が団体としての意思や行動を法的に拘束するものを「拘束型住民投票」といい、一方、住民投票の結果に法的拘束力はないものの、住民の多数意見を把握するために行われるものを「諮問型住民投票」といいます。

以上のことを踏まえまして、5ページを御覧ください。

本市におきましては、自治基本条例の規定により、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、住民投票制度を創設することとします。住民投票制度の創設は、住民投票によって示された市民の意思を市政に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民自治によるまちづくりの推進に資することにもつながります。

具体的に制定する住民投票条例については、仕組みとしての住民投票制度を明確に担保するため、「常設型住民投票条例」を制定することとします。

また、拘束型住民投票条例は議会や市長の権限を制限するおそれがあることから「諮問型住民投票条例」とし、自治基本条例の規定により住民投票の結果を尊重することとします。

ここで一度、説明を区切りたいと思いますが、御質問等はございますでしょうか。

●高野会長 なければ、いいですか。次、お願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、6ページを御覧ください。

住民投票に付することができる事項は、自治基本条例第6条の規定により「市政の重要な課題」となりますが、具体的には「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」のうち、次の(1)から(5)までの事項を除いたものを対象といたします。

(1)の自ら実施主体となり得ない「市の権限に属さない事項」、(2)の「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」、(3)の市の内部管理事項である「市の組織、人事又は財務に関する事項」、(4)の「専ら特定の市民又は地域に関する事項」、(5)の「その他住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項については、法令上の制度との整合性や投票の結果が及ぼす影響などを考慮いたしまして、いずれも除外事項とします。

何を住民投票の対象事項とするのかについては、住民投票制度の根幹部分であることから、十分な審議が必要であるものと考えております。行政素案本体の3ページ、4ページ、38ページから45ページまでに、事例、考え方について説明しておりますので、併せて御確認をお願いします。

ここで一度、説明を区切りたいと思いますが、御質問等はございますでしょうか。

●高野会長 何もなさそうですね。続きの説明をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、7ページを御覧ください。

住民投票の投票資格は、引き続き3か月以上本市に住所を有する18歳以上の日本人又は永住外国人とします。

年齢要件を18歳以上としたのは、市民参加の対象として考えられる社会人としての年齢、憲法改正の国民投票における投票権年齢等を考慮し、18歳以上とするものです。

永住外国人を対象としたのは、外国人住民もまちづくりに関係する存在であり、その中でも永住外国人は本市と特段に緊密な関係を持つに至ったものであると考えられることによるものです。

ここまでで、御質問等はございますでしょうか。

●高野会長 なければ。はい、次、お願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、8ページを御覧ください。

住民投票を実施するために必要となる請求等については、「市民からの請求」、「議会からの請求」、「市長自らの発議」の三者について制度化を行います。

「市民からの請求」については、住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上の連署により市長に請求することとします。「議会からの請求」については、議会が議決すべき事件とすることにより、議決することにより市長に請求することとします。また、市長については、市長自身の判断により「市長自らの発議」として住民投票を実施できることとします。

なお、「市民からの請求」の場合に必要な署名数については、高度の慎重性と厳格性を求めるため、市長選挙における当選者得票数等を勘案し、「4分の1以上」とするものです。

ここまでで、何かございますでしょうか。

●佐藤副会長 すみません、いいですか。ちょっと具体的に、市民からの請求の「4分の1」って、大体、いくらくらいになるんですか、有権者の。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 4分の1でいきますと35,000から36,000人程度の数になると考えております。

●佐藤副会長 で、議会でいくと何人になりますか、12分の1って。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 議会でいくと、3人以上の提案で過半数議決ですから、今、30人の定数で議長が入っていない29人の中ですから、15人以上の賛成ということになります。

●佐藤副会長 はい、ありがとうございます。

●高野会長 ほか、何かありますか。なければ、次の説明の方をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、9ページを御覧ください。

実際に市民が住民投票の請求を行うに当たっては、署名の収集を開始する前に、住民投票を請求する代表者により住民投票請求代表者証明書の交付を受ける必要があります。この代表者証明書の交付を受けた後でなければ実際に署名の収集を行うことはできず、この手続を行わずに収集した署名は当然に無効となります。

この代表者証明書は、「請求代表者が投票資格者名簿に登録されていること」、「請求された事案が欠格事項に当たらないこと」、これらを確認した後に請求代表者に交付されることとなります。また、請求代表者は、代表者証明書を交付した旨の告示があった日から、原則1か月以内に署名及び押印を求めることとなります。

なお、署名簿の提出期限は、署名収集期間が満了する日の翌日から5日以内となります。ここまでで、御質問等がございますでしょうか。

●谷岡委員 はい、いいですか。そうすると、これは1か月の間で35,000から36,000人くらいの、その賛成の人の署名が必要だということですか、期間として。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういうこととなります。

●谷岡委員 はい、分かりました。

●高野会長 ほか、何かありませんでしょうか。なければ、次の項目の説明の方をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、10ページから12ページの説明に入ります。

10ページについては署名収集終了から本請求までの流れを、11ページ、12ページにつきましては投票資格者名簿の登録等の手続についてそれぞれ記載しています。

詳細についての説明は省略をいたしますが、署名の審査については「地方自治法による直接請求の署名の審査に相当する規定」を、投票資格者名簿の登録等については「公職選挙法による選挙人名簿の登録等に相当する規定」をそれぞれ参考とし、制度の設計を行っております。

ここまでで、御質問等がございますでしょうか。

●竹谷委員 ちょっと、いいですか。これ、今、選挙は20歳からですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●竹谷委員 で、18ということは、その18から20歳までの人というのは、どのようなあれで設定するんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、新たにその要件というかですね、18歳以上ということで名簿を作るということを考えております。

●高野会長 ほか、何かありませんでしょうか。なければ、次の説明の方をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、13ページを御覧ください。

住民投票は住民投票の請求等の要旨等を告示した日から起算して原則30日以後90日以内に行うこととなり、「住民投票期日」は市長選挙の場合と同様に少なくとも7日前に告示します。

「住民投票運動」については、賛成派や反対派の自由意思の表明が侵害されることがあってはならないという考えから、原則、自由とし、注意を喚起するための訓示的な規定に留めることとします。

また、「住民投票に関する情報の提供等」についてですが、投票の際の賛否の判断材料となる情報については公平性、中立性に十分留意しながら提供することとし、投票日、投票所、投票方法等についての情報の提供については、選挙の場合と同様に行うこととなります。

具体的な投票については、「投票用紙の賛成又は反対の記載欄に○の記号を自書する方法」によることとし、期日前投票、不在者投票、投票日当日投票については、技術的に困難な部分を除いて、通常選挙の場合と同様に制度化します。

この住民投票制度により住民投票が実施された後、同一の事項、同旨の事項について住民投票が行われることは適当ではないこと、また、住民投票の結果として示された意思を一定の期間尊重する必要があることから、住民投票の結果が告示されてから2年間については住民投票の再請求等を制限することといたします。

ここまでが住民投票制度行政素案の概要となります。

次に、住民投票制度の位置付けのイメージ図がありますが、イメージ図について、若干、説明をしたいと思います。資料番号で言いますと、(16)になります。

このイメージ図は、住民投票制度の位置付けをイメージとして表示したものでございまして、住民投票制度は、自治基本条例の3原則のうち、市民参加の原則の類型に位置付けられるものでございます。市民参加の原則により具体化される市民参加型の手法につきましては、市民参加条例により実施が義務付けられる手続の外にも様々な手法がございまして、特に住民投票はその影響力が極めて大きいことから、広い意味での市民参加の原則の類型には含まれるものの、他の市民参加型の手法とは別の位置付けがなされているものと考えられます。

また、住民投票条例を含む市民参加型の手法については、現行の地方自治制度の中で、その位置付けがなされるべきものと考えております。そのため、住民投票で全てを決定するものではなく、選挙や直接請求といった現行の地方自治制度による民主主義による意思決定のプロセスを補完する役割が住民投票には期待されているという趣旨から、このようなイメージ図としているところでございます。

それから、次の資料の(17)と書かれているものですが、最後に住民投票条例制定に向けたスケジュール（予定）について御説明いたします。

これにつきましては、昨年の9月にお示しをさせていただいたものでございますが、市といたしましては、現時点におきまして、本年の9月議会に条例等の議会提案、平成27年4月からの施行を想定しております。これにつきましては、今後の審議の状況等を踏まえまして、進めてまいりたいと考えております。

全般的な事務局からの説明は、以上となります。

●高野会長 はい、ありがとうございます。

まず、会議次第(2)の行政素案の中身について、「もう1回、ここ、確認しておきたい。」であるとか、「質問をしそびれてしまった。」という方がもしいらっしゃれば、その部分について質問いただければと思います。

なければ、また後で、

●福井委員 すいません、1つ、あの。

（概要の）13ページの「住民投票期日・住民投票運動等」のところの下から2つめの「投票用紙の交付、投票の記載事項等」というところの「記載事項」ですね。だから、○×というか、賛成、反対を判断する内容については、あの、どこかでチェックするだとかというのはあるんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 基本的にはですね、住民投票の請求事案というのは、住民投票の請求が行われた段階で代表者証明書の交付が行われることとなりますが、その時点で「何々についての賛否を問う住民投票」というような形で住民から請求が行われますので、まあ、そこで、質問等が歪められるようなおそれはあまり考えられないのではないかとということで、その時点で賛否が問えるものが請求として上がってきて、それが具体的に投票用紙の質問といたしますか、そういうようなところに反映されてくると考えております。ですから、第三者機関等でですね、それを審議するということは、想定はしておりません。

●福井委員 発議の段階で、確定されているということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういうことに。

●福井委員 分かりました。

●高野会長 他に何かありませんでしょうか。

なければ、(3)の条例に基づく住民投票の実施事例及び常設型住民投票条例の制定状況について、事務局の方から説明の方をお願いします。

### (3) 条例に基づく住民投票の実施事例及び常設型住民投票条例の制定状況について

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、条例に基づく住民投票の実施事例及び常設型住民投票条例の制定状況について御説明をいたします。事務局では、条例に基づく住民投票の実施事例及び常設型住民投票条例の制定状況について、インターネット等により情報を把握し、集約したところでございます。

まず、条例に基づく住民投票の実施事例でございますが、資料の「条例に基づく住民投票の実施事例（市町村合併を対象とした事案を除く。）」と書かれている資料を御覧いただきたいと思います。皆さん（資料の方は）大丈夫でしょうか。それでは、

市町村合併を対象とした住民投票の事案は件数が多く、全てを把握することが困難であることから、実施事例には含めておりません。条例による住民投票の実施については、新潟県巻町が全国初の実施事例であることから、資料につきましては、それ以降の住民投票の実施についての事例でございます。

この資料では、22件の事例を掲載しております。条例による住民投票を実施するためには、個別設置型であれ常設型であれ、当然に条例を制定しなければなりません。22件の実施事例のうち、個別設置型、これは、住民の意思を確認する必要がある場合に、その都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するものでございますが、22件中20件です。残りの2件が常設型、つまり、あらかじめ条例を制定しておくことにより、住民投票の対象事項、実施要件、発議方法等といった住民投票に関する手続を制度化



しておき、住民投票を実施するものでございます。

20件の個別設置型のうち、地方自治法の直接請求、すなわち、選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって住民投票条例の制定を請求し、議会でその住民投票条例が議決され、それに基づき実施されたものが11件、議員が住民投票条例議案を提出し、議会で住民投票条例が議決され、それに基づき実施されたものが2件、首長が住民投票条例議案を提出し、議会で住民投票条例が議決され、それに基づき実施されたものが7件でございます。個別設置型の住民投票条例の事例につきましては、約半数が直接請求によるものでございます。

次に、2件の常設型の内訳でございますが、首長自らの発議によるものが1件、住民からの請求によるものが1件でございます。

住民投票が実施された具体的な対象事項については、22件の事例中、産業廃棄物処理施設の建設に関連した事案が6件、原子力発電所の建設に関連した事案が3件、米軍基地の移転に関連した事案が3件、公の施設や庁舎の建設に関連した事案が3件、採石場の計画に関連した事案、可動堰建設計画に関連した事案、議員定数に関連した事案、地区整備事業に関連した事案、都市計画道路の建設計画の見直しに関連した事案、牧場誘致計画に関連した事案、新駅建設に関連した事案がそれぞれ1件でございます。

住民投票の投票の結果を受けての具体的な対応につきましては、大半が住民投票で示された結果と同様の決定が行われ、施策が講じられております。住民投票の結果については法的拘束力はないものの、投票の結果が与える影響については、極めて大きなものがあると考えられます。

ここで一度、説明を区切りたいと思いますが、御質問等はございますでしょうか。

●川島委員 じゃあ、私から、いいですか。

今、あの、いただいたこれ、資料を見ますと、まあ、22件中常設型って2件ですね。で、あの、最初の説明で、苫小牧はこれ、常設型を目指すんだということによろしいんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●川島委員 そうすると、非常にこう、まあ、最近の傾向からすると、まあ、レアな方に苫小牧市は行くんだという、そういうふうな形ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 個別設置型というのは、その都度、条例を作ることになりますから。常設型というのは、あの、もう条例を作って、あと事案を審議すれば条例、住民投票はできるということです。ですから、実施事例として常設型で実施されたのは2件ということで、それ以外は常設型ではない。つまり、条例は制定していない中での（実施ということに）、

●川島委員 はい、はい。ですからね、結局、その、住民投票を行うという点はいいんですけれどもね。形としては、やはりこう、全国的な流れを見ると、ケースバイケースで住民投票をしていると。で、常設型で住民投票をするというのはまだまだ少ないんですよというのがここで証明されているという、そういう理解ですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 実施の事例としてはそのような形になりますが、次の資料でまた御説明をしたいと思っております。

●川島委員 ああ、そうですか。じゃあ、それ以外でもう1点。

ここで、20番のところで山口県の山陽小野田市が。ここは提案者が「住民」という表記になっていますけど、これ、「直接請求」と「住民」は、何か違うんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「直接請求」というのは、そもそも常設型の条例がありませんから、現行制度の地方自治法のルールに従って、その住民が条例を作りたいといったときに、50分の1以上の署名を住民が集めるという趣旨で「直接請求」と書いております。

ここで「住民」と書いているのは、常設型の場合は、「何人の署名を集めた場合は、議会のその議決なしで住民投票はできる。」というのが一般的なケースかと思えますけれども、「住民」と「議会」と「市長」との三者が提案権を持っているのが、どちらかというところオーソドックスなものかと思えますので、そこで（そのような表記としております）。それは直接請求の手続ではありませんので、「住民」と書いているということになります。

●川島委員 はい、ありがとうございます。

●高野会長 この条文、山陽小野田市の条文というのは、今、手元にはないですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あります。

●高野会長 この山陽小野田市の条例自体は、何分の1以上の署名があれば住民発議で住民投票することができたんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 山陽小野田市につきましては、6分の1以上の有権者といいますか、住民の署名が必要だという形の設計です。

●高野会長 ここの、次に多分説明してもらえるとと思うこの「常設型住民投票条例制定自治体一覧（平成26年2月12日現在）」を見ると、65,275名の6分の1ということに、

○事務局（中村市民自治推進課主査） これ（「常設型住民投票条例制定自治体一覧（平成26年2月12日現在）」）はですね、有権者ではなくて住基人口をそのまま拾っておりますので、18歳未満も当然含まれている数になりますので。まあ、これの3分の1という形とか、6分の1とかいうような数ではないということになります。

●高野会長 ここ（20番の山口県山陽小野田市）の「不成立」と書いてあるところを見ると、きっと、成立要件が付いていたんだろうなと。まあ、投票は、投票行動はしたのだけれども、その結果は成立の要件に満たさなかったんで、まあ、不成立というふうになっているんだと思うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。あの、投票資格者の2分の1以上の投票がなければ開票しないという規定がございますので、それに基づいて開票されなかったということになります。

●福井委員 これ、すいません。あの、15番の岩国市のその、常設型の条例には、適用除外事項だとかってないんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ちょっとですね、岩国の条例を、今、持ち合わせておりませんので御回答しかねますが、岩国市は合併したことによりまして、常設型条例は、今、廃止されているという形になっています。

●福井委員 それで、これ、「常設型住民投票条例制定自治体一覧（平成26年2月12日現在）」のリストの中には）ないんですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●福井委員 その下（「条例に基づく住民投票の実施事例（市町村合併を対象とした事案を除く。）」の20番）もそうですね。そしたら、山口県（山陽小野田市も「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」の資料の方に自治体として掲載されていないのは、そのような理由からですね）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 項目別（「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」の資料）の方（に山口県山陽小野田市が掲載されていない理由は何かということ）ですね。それ（「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」の資料）は、10万人以上のものだけを、ということで、

●福井委員 あ、いえ、20番の（山口県山陽小野田市が「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」の資料に掲載されていない理由なのですか）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 山陽小野田市は（常設型の住民投票）条例（が）、当然、ありますけれども、一覧の、次に説明します一覧（「常設型住民投票条例制定自治体一覧（平成26年2月12日現在）」）の中でも出てきていますけれども、この個別具体事項として詳細に書いているもの（「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」）につきましては、10万人以上のものみの抽出なのでですね、（山陽小野田市は）10万人いないので、ちょっと載っていないということなんです。

●福井委員 あ、そうですか、分かりました。

●高野会長 他に何かありませんでしょうか。なければ、次の説明をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、次に、常設型住民投票条例の制定状況についてでございますが、資料の「常設型住民投票条例制定自治体一覧（平成26年2月12日現在）」と書かれている資料を御覧ください。

よろしいでしょうか。事務局が把握をしている常設型住民投票条例制定自治体は、53団体でございます。都道府県では鳥取県が、政令指定都市では川崎市と広島市が、中核市では大阪府豊中市が、特例市では埼玉県川口市、神奈川県厚木市、神奈川県大和市、新潟県上越市、大阪府岸和田市がそれぞれ制定しております。

北海道内での制定状況につきましては、稚内市、芦別市、北広島市、増毛町、美幌町、遠軽町の3市3町がそれぞれ条例を制定しております。

次の資料の「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」と書かれている資料を御覧ください。これは、常設型住民投票条例を制定している自治体のうち、住民基本台帳人口が10万人以上の19団体について、条例で規定している主要項目について整理をしたものでございます。

まず、住民投票に付することができる事項については、「市政に係る重要事項」といったものを対象としながら、一定の除外事項を設けているのが一般的であると考えております。代表的な除外事項といたしましては、「市の権限に属さない事項」、「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」、「市の組織、人事又は財務に関する事項」、「専ら特定の市民又は地域に関する事項」、「その他不適当事項」が挙げられるものでございますが、この除外項目につきましては、当該地方自治体が住民投票についてどのように制度設計を行うのかの考え方によりまして、決定されるところが大きいものと考えられるところであります。

投票資格者につきましては、20歳以上としている団体が9団体、18歳以上としている団体が9団体、16歳以上としている団体が1団体でございます。一定の要件を満たした外国人住民を投票資格者に含めている団体は、19団体中9団体でございます。

住民投票の請求権等については、住民、議会、首長の三者に請求権等がある制度としている団体が13団体、住民のみに請求権がある制度としている団体が6団体でございます。

住民からの請求に必要とされる署名数要件につきましては、19市中、3分の1以上が2団体、4分の1以上が3団体、5分の1以上が2団体、6分の1以上が6団体、10分の1以上が13以上が1団体、8分の1以上が1団体、10分の1以上が4団体でございます。

成立要件については、何らかの要件を課している団体が19団体中12団体であり、要件を課していない団体が7団体でございます。要件を課している12団体中、投票者が投票資格者総数の2分の1に満たない場合に開票しないとしている団体が7団体、投票者が投票資格者総数の2分の1に満たないときは成立しないとのみ規定している団体が1団体、投票者が投票資格者総数の2分の1に満たないときは成立しないとのみ規定しているがその場合でも開票する団体が1団体、投票者が投票資格者総数の3分の1に満たない場合に開票しないとしている団体が1団体、開票要件としてではなく、賛否いずれか多い方の投票数が投票資格者総数の3分の1に達したとき等に住民投票の結果を尊重するとしている団体が2団体でございます。

住民投票の再請求の制限期間につきましては、同一の趣旨の住民投票の請求を制限するため、一定期間の制限を設けている団体が19団体中16団体であり、うち15団体が投票結果の告示等から2年間は、同一の趣旨の住民投票を制限しております。

事務局からの説明は、以上です。

●高野会長 ありがとうございます。今までのところで何か御質問、ございませんでしょうか。

●佐藤副会長 ちょっといいですか。これまあ、事務局の方で調べてみてですね、今、この53の中で、結構、人数の少ない町が結構、自治体としてありますよね。で、一般的に考えると、これ、人口で2万人とか1万人とかいう所ですよ。そうすると、もしかすると、18歳、20歳以上となると、かなりもっと少ないわけですよ。そうすると、その中に、まあ、町議会があつて、町長がいてということになってくると、感想とすると、どうしてこういう少ない中で、かなり、こういう所で決めている理由とか、どういう推測をしておりますか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 常設型の住民投票条例というのは、全国でもまだ制定数が決して多い状況とは言えないと考えております。

●佐藤副会長 多くはないですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それであの、人口規模が少ない自治体さんはですね、当然、例えば「4分の1」ですとか「6分の1」とか「10分の1」とか、まあ、様々な署名要件の中でですね、具体的に物事を決めていこうとしたときに、署名自体も集まりやすいですとか、比較的その、自治体としての小回りが利くのではないかということは、一つ理由としてはあるかと思えます。

●佐藤副会長 逆の言い方をすると、逆の言い方すると、割れる可能性というかその、誰かが手を上げたときにですね。かなり、その町の中がこう、反対したり、まあ賛成したりという。まあ、どっちかというところと少しこう大きな人口だと、まあ、少し、そうもめてもあんまり気にしないでしょうけれども。あの、何となくみんなこう、（顔を）知っているような中で、そういう中でもこう、まあこれだけの数が手を上げているというのは、あまりその辺は気にせずに（制定している）。逆に、今言われたように小回りが利くというか、そういう意味合いが強いとお考えですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まあ、その部分は分析が必要になってきますので、軽々にちょっとお話できないところはあるんですけども。ただ、まあ、大きい自治体で言えばですね、相当数の署名が必要になってくる中での制度設計ということも考えられるのかなとは思えます。あとは、当然、現行の制度の中で、直接請求で50分の1以上の署名を集めてですね、あの、住民投票、まあ、議会が議決してくれればという前提がありますけれども、まあ、そういう制度の中で、その自治体の議会とその、市長との考え方ですとか、政治情勢であったり、また、そういう問題があった、なかったということにも左右される部分もあるかと思えます。ただ、そこはあの、一概にその、「小さい所だから（署名数が）多い。」とかですね、「人口が多いのでどうだ。」というところは、なかなか分析は難しいと考えております。

●高野会長 こう見ると、苫小牧市くらいの人口規模で作っているところはまあ、あまりないという状況ですね、見る限りでは。

●高野会長 あとは、事務局が、ちょっと、とても分かりやすく「(常設型住民投票条例)項目別一覧表」というものを作っていたんですが、おそらく、まあ、今日は、まあ、とりあえずオリエンテーションという感じで、これまでの素案について説明をするという内容、前段階として説明するというお話だと思いますけれども、ちょうど、事務局の方でまとめてくれた一覧表に書いている内容が、今後、多分、おそらく議論を深めていく中で、まあ、考えていかなければならない部分に該当するんだろうなというのは、何となく、よく（分かります）。

まあ、（事務局が用意した資料が）よくまとめられているなとは思いましたので。こういった部分で、色々議論なり、考え方が変わった、異なっている色々な方向性が、条例一つとるにしても出てくるんだろうなというのがよく分かると思いますので。

多分、なかなか、とっつきにくい部分ではあるかと思いますが、この項目別の一覧表を

うまく活用して、今後の個別の内容に入っていくときに議論できればいいんじゃないのかなというふうに、ちょっと私は思ったんですけど。

●水口委員 ちょっと1点、質問なんですけども。あの、この常設型住民投票条例の制定自治体の一覧の中に、住基人口ってあるんですけどもね。これは住基人口ということは、赤ちゃんも子供もみんな入ると思うんですけども。それでまあ、あの、4分の1ということで、もし決まったらね、4分の1ということで請求権があるということになると、まあ、投票はないけれども、そしたら子供でもあれ（住民投票の請求）はできると、極端に言うよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 4分の1という数は、飽くまでも住基投票で投票できる方の4分の1。具体的に言うと、投票資格者名簿に登録されている方の4分の1という形になりますので。苫小牧市でいけば17万人ではなくて13万人の4分の1という考えになります。

●水口委員 そうしたら、これは飽くまでも住基で登録されている人口ですよということ、そうしたら更に減るということですよ。その4分の1という形ですね、請求するのは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そうです。

●水口委員 赤ちゃんでもできるかなと。

●高野会長 これ、自治体によって、その、まちまちですよ。20歳以上であれば、多分、公職選挙法の選挙人名簿から拾ってくるという話になりましょうし、18歳以上であれば、先ほど質問があったように、それはどこから拾ってくるんだということ、多分、住民基本台帳に載っている18歳から19歳の人をピックアップして、あと、それ以外の年齢の人は公職選挙法の名簿から引っ張ってくるという形だと思うんで。

これは多分、自治体によって、多分、色々な考え方が出てくると思うんで、それについても今後、議論していく話であるのかなとは思いますが。

●谷岡委員 はい、いいですか。

●高野会長 はい。

●谷岡委員 これは一応、苫小牧の場合は4分の1になっていますでしょ。この投票資格者というよりも、これは、いわゆるその、人の集め具合ですよ、4分の1というのは。例えば35,000の人を集めるのがなければ、これは開けない（住民投票は実施されない）わけでしょ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 実施するという（ことですか）、

●谷岡委員 全体で（4分の1以上で）開く（住民投票を実施する）のが。これは、「4分の1をもう少し緩やかなものには（できないのか）」、というのは、これはもう、できないのね。もう、いわゆる決まったものなのね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 行政素案としてお示しをしたのは「4分の1が適当である。」ということで、今回、市民自治推進会議の方に市長から諮問させていただいたということになります。ですから、まあ、その基準に妥当性が（ない）というか、疑問があるということであれば、それは、あの、議論の中できつくなったり、また、緩やかな要件ということは、当然、考えられる話です。

●谷岡委員 考えられる。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 行政素案は全てそういう形になりますので。全て決まっていることではなくてですね、「この内容で制度として設計をしてよいか。」ということ、今回、会議に諮問させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

●谷岡委員 はい、分かりました。これ見ると3分の1のところもあるし、50分の1のところもあるんですね。

○事務局（木村政策推進室長） ただ、まあ、各その、住民投票制度を創設しているその形というのは、各まちで色々あります。

●谷岡委員 そうですね。

○事務局（木村政策推進室長） それで、私どもとしては、今、行政素案として皆さんにお諮りしてですね、それぞれの論点について「これはどうなのか。」「その4分の1がどうなのか。」「外国人を入れるのか。」という、そういうその論点について皆さんで色々議論していただくということでもありますので、よろしくお願いたします。

●谷岡委員 はい、分かりました。

●川島委員 ちょっと、あの、教えてもらいたいんですけどね。あの、この発議者という点でね、あの、まあ、いわゆる「住民の方」、「議会の方」、「市長さん、首長さん」という形になってますよね。で、苫小牧の場合は、ちょっと、今、応答したんですが、これ、やっぱり三者ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこにつきましても、行政素案としてお示しをしたものは「三者が持つのが適当であろう。」という考え方から、「三者」としているところでございます。

●川島委員 はい、はい。で、あの、ちょっとお聞きしたいのはね、これ例えば「首長さんに発議権がありますよ。」というのが、ある問題でね、あつたら、選挙ではなくてやっぱり住民投票というのが、あの、一般的な形なんですか、多く。

ちよつとこう、素朴にね、「住民投票というのは、結局、市長さん、議会、両方のね、意見が合わないんだ。」とか、あるいはそうではなくて「住民側から「大切ですよ。」というんだから、住民がそこで意思表示をするんだ。」という流れだと思うと、やっぱりこう、市長さんが「住民投票やりますよ。」、議会が「住民投票やりますよ。」という発議をするのはね、「何かちよつとこう、おかしいかな。」という素朴な疑問があるんだけど、その辺

というのは、他の市含めどういう理解の下でこの三者がね、入るのかなというところ、ちょっと教えていただけるとありがたいんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査）そこは、大きい論点の一つであると考えております。発議権というか請求権をですね、「三者に認める」というか、「三者できる」という制度設計をしている自治体と、「住民だけに認めている」自治体と、まあ、大きく言うとその二つのパターンになります。で、住民だけに認めているという自治体はですね、基本的にその、「議会、市長というのは、それぞれにその、既に権能を持っており、最終的に住民がその権利を行使することができることで足りるのではないか。」という考えが、市民の一者という考え方かと思えます。三者持っているというのはその、当然、「市民もそうだけれども、議会としても、また、長としても住民の意思を聴く必要があるということで、市を構成している三者がそれぞれ持つのが、バランスがよい。」というような考え方かと思えます。

ここは、制度をどのように構築するのが適切なのかというところになりますが、行政素案といたしましては、三者が持つのが適当であるという考え方から、このような設計としてお示ししているところです。

●川島委員 それで、一般論でね、これまでに他の自治体でね、議会が発議して住民投票しましたよ、首長さんが発議して住民投票しましたよという事例っていうのはあるんですか。その辺、ちょっとどうなんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）先ほどお示しをしました「住民投票の実施事例」というのを御覧いただきたいんですけども、基本的には住民投票をするに当たっては、条例を作って行うのが一般的だと思います。それで、「直接請求」と書かれているものは、まあ、当然、「住民が50分の1以上の署名を集めてやってくださいよ。」というものなんですけれども、その中でも「首長提案」と書かれているものは、「市長がやりたいので自分で住民投票の条例を提案して住民投票を実施した。」ということになります。当然、それは議案として出しますから、議会で議決されなければ、当然、住民投票は実施されませんが、首長が提案して住民投票をやったのが「首長提案」と書かれているもの。で、議員さんの発議で「これは、住民の意見を聴くべきではないか。」というのが「議員提案」と書かれているものです。ですから、事例がないというわけではないということになります。

ただ、実施事例自体が22件ということで少ないということはあるんですけども、事例としてはそのような形になろうかと思えます。

●川島委員 それで、あの、だから「常設型ではあるんですか。」という点はどうでしょう。

○事務局（中村市民自治推進課主査）常設型では、岩国市が首長が提案した事例。あと、山陽小野田市は、違いますね、住民だけなので。

まあ、実施事例が2件ということになりますので、（議員提案は）ないということに。

●川島委員 まあ、あの、「バランスよく。」というか、あの、「誰もが発議できますよ。」っていうんで、「一般的にはこう三つ、三者に委ねる傾向が他の都市を見ると傾向としてありますよ。」そういうふうな理解でいいんですかね。

●高野会長 他に何かありますでしょうか。



●福井委員 今すぐじゃなくていいんですけども、というか、分かるかどうか分からないんですけども、あの、先ほど会長がおっしゃったように、常設型住民投票条例項目別一覧、これが結構、判断材料になってくると思うんですが、例えば投票資格者6分の1だとか5分の1だとか色々ある、「なぜそうなったのか。」だとか、全部の条例で調べるということのは難しいですか。その判断材料だとか、背景だとかが分からないと、なかなか参考にならないと思うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一部自治体におきましてはホームページ等でですね、審議の経過を公表している自治体がありますので。あの、全市はちょっと難しいんですけども、そういう市の中から、（情報が）あるものについては考え方を示せるものは示すことはできますけれども。そのような形の、

●福井委員 その条例の考え方、その、行政での考え方ですか。じゃなくて、懇話会みたいな、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 基本的にはこういう審議会のようなものを作って検討してですね、まあ、最終的には逐条解説なりそのようなものを作って公表している自治体もありますし、全くそういうのがない自治体もありますので、分かる範囲でということであれば、

●谷岡委員 一応、苫小牧市の場合、今の話の中で4分の1という基本的な考え方をしたのは、どういう感じから提案したんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 行政素案につきましては、昨年3月に住民投票条例市民検討懇話会の方から提言をいただいております。その中の議論として、4分の1というのが示されたのですが、まず、住民投票は、かなり大きな影響力を持つ制度を作るに当たって、やはりその、市長当選者数相当の得票じゃなくて署名ですね、署名数が必要なのではないかというのが基本にあります。

それで、市長当選者数の数を具体的に言うと、4万5、6千ということなんですけれども、それ（有権者の13万人）を3分の1の数字に割り返したときに、大体、47,000ということになります。ですから、「じゃあ、3分の1」という提言も、提言というか懇話会からの意見もあったのかと思うんですけども、ただ、3分の1という数字は、片方ではリコール請求とか議会の解散請求に必要な署名数であると。で、本市が行政素案として考えている住民投票制度というのは、飽くまでも法的拘束力を持たない諮問型の設計であるということを考えてときに、3分の1という数については、やはりハードルとしては高すぎるのではないかとということで、それに次ぐ4分の1程度が妥当だということで市民検討懇話会から最終的な提言をいただきまして、それに基づきまして、行政素案を4分の1ということで設定をしたという考えでございます。

●谷岡委員 はい、ありがとうございます。

●高野会長 他になければ。(4)の説明の方をお願いしたいと思います。

#### (4) 議員との意見交換で出された主要意見について

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、議員との意見交換で出された主要意見について御説明をいたします。総合政策部では、平成25年9月26日に住民投票制度行政素案を公表いたしました。9月26日、27日の2日間で議員説明会で行政素案の内容を説明させていただきました。この説明会の後、11月に各会派ごとに市議会議員との意見交換を行ったところでございます。

資料の「議員との意見交換（平成25年11月 主要意見要旨）」を御覧ください。この資料は、11月に行った市議会議員との意見の交換の中で出された主要なものについて、その要旨をまとめたものでございます。なお、この資料中の意見につきましては、会派としての統一意見ということではなくて、議員個人の意見でございます。また、発言としてなされた意見については意見要旨として掲載をしておりますが、発言がなかった意見については、当然に掲載をしておりませんので、その辺りを十分に留意していただきたいと思っております。例えば、素案の項目に賛成である場合については、特に意見としての発言がないことも考えられることから、その部分を十分にご留意いただいて、市民自治推進会議での検討資料の一つとしていただきたいと思っております。

主要意見要旨についての個別の説明につきましては、次回以降の具体的な検討の中で、必要に応じて触れたいと考えておりまして、今回、説明については省略させていただきますが、大別して四つの意見が中心であったものと考えております。

一つ目は、そもそも住民投票制度を創設する意義は何であるのか、また、市民にとってのメリットは何なのか、議会との関係や法的拘束力を持たない中での制度設計の意義は何かという、住民投票制度を創設するための前提や根幹に関わる意見でございました。

二つ目は、住民投票の対象事項となる市政の重要な課題についての捉え方、特に、市の権限に属さない事項についての住民投票の考え方についての意見でございました。

三つ目は、住民投票の投票資格者の考え方、また、住民投票を請求できる対象主体とその要件についての意見でございました。

四つ目は、制度についての市民への周知、PRの在り方についての意見でございました。事務局からの説明は、以上でございます。

●高野会長 はい、ありがとうございます。

個別論点の説明のときに、具体的に、具体的というほどでもないんでしょうけれども、議員の方から出た意見について説明いただくということで。ちょっとこれ、短い時間で今すぐ読んでくれというのも、なかなか難しいのかなとは思いますが、

●福井委員 すみません。このときって、行政素案の説明だとか、行政素案というか、条文とかも付いていたんですかね、そちらの説明してから始めたんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） （今年の）9月にですね、行政素案を公表いたしました。今回、お配りしているものがそれになります。それを9月の時点でお示しをして、議員説明会を行いました。それから、11月に各会派ごとに、その資料に基づいて、意見の集約をしたということになります。

●福井委員 はい。何か、あまり、内容のことが出てなかったような、アウトライン的な、

●高野会長 中身を読んでいただければ分かるとは思いますが、若干、論点から外れているという内容もちろん、含まれてはいるとは思いますが。

●佐藤副会長 まあ、なぜかという、要するに議会で反対されると通らないということが大きいですね。じゃあ、その割には、その、何か的を得ていない部分があったり、それからその、「賛成」という部分がどれくらいあったのかというのですね、あの、実は、知りたいなということが（あります）。

ここには、今、御説明のように（意見が）あったんですけども、まあこれは。その辺りもあの、議会自体がかなりの力を、というか、住民が参加しても「いや、それは駄目だよ。」とするとポッと蹴られてしまう要素を持ちながら、どの位の人たちが賛成、賛成と言うんでしょうか、前向きなのか後ろ向きなのかとか、ちょっとその辺も、後の話でしょうけど知りたいというのが、実は、さっきもらって読んでみてですね、ちょっと、感想としては思っています。

●高野会長 まあ、多分、これは、中読んでいただければ「色々、言いたいことがあるんだろうな。」というのは（分かります）。いや、議員の方ももちろん、言いたいことはあるんでしょうけど、まあ、

●福井委員 言いたいこと。

●高野会長 我々の方も言いたいこと、というか、そういうものは、何点かありますから。

●佐藤副会長 会として。

●川島委員 ちょっと、この議員さんのところで一つお聞きしていいですか。一番最初の1の意義のところ。1枚目の4番目のところで、1枚目ですね。

「住民投票条例の制定は国と並行してやるべき。」という議員さんの御発言ありますけどね、これは何を意味しているものなんでしょう。

○事務局（木村政策推進室長） 国民投票の制度、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 国、まあ、住民投票の法制化の動きが民主党政権の時代に一時期あったことがあります。それで、まあ、国の方の法律の中でですね、そういったものが位置付けられた段階で、やってもよいのではないかというような趣旨だったかと思います。

●川島委員 はい。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それで、まあ、あとはその、国民投票、憲法改正の国民投票の議論は、18歳、本則では18歳となっているんですが、附則を取るのか取らないのかという議論もある中で、そういった様々な国の情勢を踏まえた中で、この住民投票条例についても考えて行っていくべきでないかというのが、議員の趣旨だったかと考えています。

●川島委員 で、現時点での自民政権の中では、こういったものの動き、あるいは情報なんていうのは、どういうふうな感じなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票条例を国の法律体系の中でですね、位置付けて拘束型のものとするという動きは耳にしておりませんので、現時点では、そのような動きはないかと思えます。

あと、憲法改正の国民投票については、もう既に立法化されておりますが、それを18歳にする、しないという議論は、もう、報道のとおりでございます。

●川島委員 はい、ありがとうございます。

●高野会長 長らく、しばらく前から「地方自治法を改正すべきじゃないか。」という話はちらほら出てきていて、まあ、その中で「地方自治法という名前をやめて、地方自治基本法とかそういう名前にした際には、住民投票の制度を法律上設けることができるようにすべきじゃないか。」と。「そうすれば、今は結果は尊重しかできないけれども、一応、地方自治法にそういった規定を置けば、拘束型のものができるんじゃないか。」という議論は、地方制度調査会でずっと話されていることは間違いないとは思いますが。ただ、それがいつできるのか、その、地方自治法を改正するという話は、具体的なところまでは今は出ていないので、多分、そういった部分を含めて、この議員さんはそういう話をしているんだろうなというのは、何となくは分かるんですけども。

今のところ、まだ、多分、事務局が回答したとおり、国の方で、地方自治の自治体向けにそういったものを制定するという考え方は、多分、示されていないので。多分、これは、もうちょっと話として色々なことが進んだときに、例えば道州制の話ができたときに、「じゃあ、そういったものをするときには、住民投票すべきじゃないか。」とかなったときには、もしかしたら、国の国法の中にそういったものを文言を設けて規定するという可能性は確かに想定できると思うんですけども、今のところはまだ、多分、事務局の回答と同様で、国はそこまで考えていないんじゃないのかなというのは、私も何となくは思うんですけどよね。

●高野会長 あと、中を読んでいただいて、まあ、実際、個別の論点の時に、「何でこういう質問が出るのかな。」というのは、ある程度、分かってくるのかなという感じなんですけども、いかがでしょうか。

●高野会長 何かほか、ありませんか。

●川島委員 じゃあ、あの、ちょっと、私からもう一点だけ。この最初のね、議員さんのこの意義のところをこう、最初の2件を特に読みますと、やはり、こう、「住民投票ができるようにした方がいいんじゃないか。」というような（意見が）、特に2番目の方にあるわけですけども。

そうすると、「住民投票というのは、実現可能な形でやっぱりあった方がいい。」ということならば、先程のその4分の1だとかね、ああいったところっていうのは、やはり、どうだろうかということにつながるのかな。むしろ、こう、「ある程度の数で住民投票やりましょうよという雰囲気を作った方がいい。」っていうか、あるいは、「一番、要件として、これがないと（駄目で）、絶対的なんだよ。」という形にするか。住民投票に対するその、市の感覚、市民に対するその、何て言うのでしょうか、メッセージですよ。 「できますよ。」というのと「条件がないと駄目なんですよ。」という、その辺のところをこれからどう考えていくのが大事なのかなというようなことを感じるんですけどね。

議員さん全体の雰囲気ってのはどうなんですか。やっぱり「どんどん機会があったらや

った方がいいよ。」という雰囲気になっているのか、「いや、一定の条件がなければ止めといた方がいいよ。」という感じになっているのか、その辺どうなんですか。

○事務局（木村政策推進室長） やっぱり、その、30人いますから、それぞれ会派、統一した意見として持ってきているわけでもないの、それぞれ個人的な意見として、これ、素案を読んでですね、素直な質問をしてきたというふうに考えております。

それで、あの、会派の中でも意見が分かれている場面も当然ありますし、ですから、こういう制度設計をするに当たって、それぞれの議員さんの御意見というのがここに載っているんだらうと。ただ、総じてですね、この住民投票条例、私どももその、自治基本条例の位置付けの下で、この住民投票条例を制定していくんだということの気持ちは分かっていたらうと思っておりますので、これがあの、「駄目だよ。」というふうに、あからさまに言っている議員さんは、私はいないと思っております。

ただ、議員としても、住民投票条例の形というものを「何で、どうしてこれが必要なんだ。」ということとをそれぞれの議員さんは市民に説明することになりますので、やっぱり、そこからそもそも論が入ってきたりですね、「何でこの制度が必要なんだ。」というところからの質問、そもそも論の質問もございましたし、制度設計、その論点整理の部分でも色々こういう質問もございましたし。まあ、「何でも（質問は）あり。」というような形でやりましたので、あの、「まずは、議員さんの御意見をお伺いする。」ということでやりますので、本当に様々な、ちょっと的を外れた部分というのも当然ありながらですね、議員さんの御意見を伺ってきたというような状況ではありました。

●谷岡委員 いいですか。あの、付かぬ事をお伺いしますけれども、この、住民投票というのをね、1回すればどのくらいの費用がかかるものなんだろう、大体の。

○事務局（木村政策推進室長） 選挙と同じような形をとりますので、例えば市長選挙で言うと、3,500万から4,000万くらいかかりますので、同程度の費用がかかるものと考えております。

●谷岡委員 ああ、なるほど。

●竹谷委員 それでですね、18歳までに広げますよね、それは20歳までですよ。ということは、18歳までに広げるということは、それ以上かかるということですよ、実質は。

○事務局（木村政策推進室長） あの、その人数が増えたとしても、労力的な部分というのは変わらないんだと思うんですが、そのその、今、選挙人名簿の登録の部分のやり方、例えばシステムをどうするかだとかというところを一回構築するとしたら、その分はいくばかりかシステム変更等のお金がかかるのか、それも、システム変更しないのでできるのであれば、なるべくお金をかけないでやるとしたら、18歳にしても、20歳にしても選挙事務の労力としては、さほど変わりませんので、そこで、18歳になるから、特段、お金がかなりかかるということには、ならないものと考えております。

●高野会長 他に何か、ありませんでしょうか。

●川島委員 じゃあ、いいですか。あの、せっかくなので、ちょっと色々教えていただ

きたいんですが。こう、住民投票で、まあ、あの、市民がですね「4分の1署名を集めました。」「じゃあ、やりますよ。」と。例えば「4月1日にやりますよ。」と。そうしたら、また、違う案件でね、市民たちが「あっ、これ住民投票したいんだ。」それで4分の1を集めてね、「じゃあ、5月に、これを聞きたいんだ。」で、また、住民がある案件で住民投票してね、4分の1集めまして「6月にやりたいんだ。」って。そういうのって、まあ、仮の話ですけど、あり得る話なんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 各市町村の中でですね、条例上、この条例全般的にその、性善説と言いますか、あの、何ていうんでしょうかね、悪用されるということを経済的には想定していないものと考えられますので、仮に「毎月、請求がきたときにどうなるんだ。」というようなことを、あの、署名集まるのかとかですね、そこを調整するような項目として、条例の設計の中でそれに対して調整する規定というのは、ほとんど、ほとんどというか見たことがありませんので。

ですから、まあ、仮にそういうようなことが起こってですね、「A団体が署名を集めているけれども、B団体でも同じような署名を集めていて、ただ、それで集まらないよということになったら共倒れになるんじゃないか。」とか、まあ、そういうようなことも考えられなくはないんですが、それを調整するようなものというのはあの、現状のその、今まで作られている条例の中ではちょっと見た記憶がありません。

●川島委員 ああ、ちょっとごめんなさい、意味が取り違えているようですけれども、あるAという課題に対する問題、次に、全く別のBという問題に対して、そして、また全く別なCという問題に対して、それぞれが「いや、住民投票を聞きたいんだ。」と、3件について。そうしたら「みんな全て4分の1集まりましたよ。」「これは4月ですよ。」「5月ですよ。」「6月ですよ。」というようなことってというのは、もしそうなったらね、やっぱり、その手続に従って行っていくんですか。どこかで、例えば「1回住民投票したら、半年間は保留しますよ。」とか、そういう調整というものはあるんでしょうか、どうでしょうかということです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そのような調整はございませんので、違う案件であれば、当然あの、4月、5月、6月と、今の話でいえば、「住民投票は実施されますよ。」と。

ただ、制度として制約を設けているのは、同一趣旨、同一事項については、2年間の制限ということで制限を設けておりますので、同一案件であればできないという形の制度設計を考えております。

●福井委員 ちょっと、あの、住民投票条例の方に関わった人間として、その当時のお話なんですけれども。やっぱり、委員の皆さんは、お金もかかることですし、この条例はやはり「伝家の宝刀」、「抜いちゃいけないものだ。」という考えでいます。ほとんどがそうですね。ですから、今みたいに、Aの事案、Bの事案、Cの事案みたいなのがポンポンと出てくるということではなく、それは、本来は、議会で解決されるべきことで、議会運営だとか市政運営が順調にしている以上、住民投票は起こり得ないですね。

まあ、そういう前提から、最終的には、やっぱり条例だとか法というのは、権力者を縛るものですから、「市民の権利としてこの条例を置いておいて欲しい。」「議員さんも市長さんも懐を大きく開いて、いつでも皆さんのそういう気持ちがあるのだったら受けますよ。」と、「広く門戸を広げておきましょう。」という、本当に大きなスタンスで作っていく。

ですから、個別型じゃなくて常設型というところにも、一応、意見としては収まったという形なので、あの、何ですかね、市民の権利として「市民がやりたいから作ってくれ。」っていうことじゃなくて、逆に、「やりたいのならどうぞ。」というスタンス。

先ほど、何か「簡単にやらせた方がいいのか、どうなのか。」という話がありましたけれども、そうじゃなく、やはり、ハードルの高いもの。ですけども、「いつでも、やる気があるんだったら受けてもらえる。」みたいな、そういうニュアンスで議論してきて、こういう形になりましたね。

●川島委員 よろしいですか。まあ、そうすると、さっき言ったその、1の意義のね、ところをちょっと言うと、ややちょっと矛盾するような嫌い。やっぱり「誰でもできるんですよ。」というスタンスの条例なのか、あるいは「そうじゃない、本当にこう、色々なね、こう壁を厚くして、それでも乗り越えるんならどうぞ。」という、そういうねスタンスなのかという、やっぱりその辺の意味合いというのをはつきりとちょっとさせておかないとね。ちょっとこう、今後、色々な諸条件を考える上で、難しくなってくるかなという気はするんですけどね。その、「なぜ、必要なのか。」というところ。感想です。

●高野会長 「なぜ、必要なのか。」っていうのは、「自治基本条例に書いてあるから。」、ただ、その一言なんです。その一言で解決するんですよ。別に、書いてなければ、自治基本条例に書いてなければ、この条例について一生懸命考える必要性は基本的にはないという答えになると思います。

ただ、飽くまで、結構、住民投票条例に限らず、まあ、そういった個別の条例を作っていく時には、「理念であるとか、そういったものが、なんで条例の中に含まれないんですか。」というような質問が、結構、くるようですけども、飽くまで住民投票条例という条例は自治基本条例に基づいて制定されるというもので、飽くまで手続のための手続を具体的に書いた条例という部分なので、それについての中身をまあ、条例の中にきちんとどういった要件を書くのかというのを、今後、考えていかなければならないと思います。

「なぜ、あるのか。」と言われると、まあ、本当に「住民投票条例を自治基本条例で制定するというふうに書いてしまったから。」という、そこだけだと。

●福井委員 ざっくり言ったら、実際そうですし。あの、今の意見で言うと、議員さんから「何で必要なんだ。」という質問が来ることもおかしいんですよ。「自治基本条例を認めたのは、あなたたちでしょ。」って。「そこに書いてあるでしょ。作らないとだめなんですよ。」と言ったら終わりなんですけども。こういうふうに意見が出てくるというところも問題か。だから、「ちゃんと中身読んで意見してもらったのかな。」という、僕の先ほどの質問もあったんですけども。

●高野会長 そうですね、正にそのとおりだと私も思います。

●福井委員 まあ、ですけども、それはそれとして置いておいて。それじゃあ、全く議論にならないので。

●高野会長 まあ、その、「手続をしなければならない。」というふうに、今、定められているので、その手続の具体的な方法、手法について、今回、皆さんで検討するという、そのための市長からの諮問であるということを理解していただければ、多分、おのずと答えは出てくるんじゃないのかなとは思いますが。

●高野会長 他に何かありませんでしょうか。

なければ、(5)のその他というところで、事務局の方から、次回の審議会の日程調整をしなければならなかったかと思えますけれども。

## (5) その他

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、今後の会議の開催予定でございますけれども、事務局といたしましては、2月24日の週、3月10日の週、3月24日の週での開催をお願いできればと考えております。

次回以後の開催日につきましては、現時点で可能な範囲で調整をお願いしたいと思います。2月24日の週でございますけれども、委員の皆様の御都合等はいかがでしょうか。

### 【委員、日程調整】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今のところは、25日については、特段、御予定が入っているという委員さん、いらっしゃらないようですので、もしも何もなければ、25日前提で、次回、進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【委員、了解。】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 3月の後半は、まだ時間がございますので、一応、次回は2月25日前提ということでお願いしたいと思います。

●高野会長 はい、分かりました。あと、事務局から何か。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 事務局から用意しているものは、あと、今日はないのですけれども、「何かこういう資料があったら。」とかですね、あと、「この点についてどうでしょう。」というのがありましたら、随時、御連絡いただければ、可能な限り対応したいと思いますので、よろしくお願いたします。

●高野会長 その他、委員の皆様から何か質問等ございませんでしょうか。なければ、25年度第2回目の市民自治推進会議を終了したいと思います。皆さん、長い時間お疲れ様でした。